

株式会社吾妻高原ウィンドファーム「(仮称) 吾妻高原風力発電事業
環境影響評価方法書」に対する勧告について

平成29年7月28日
経済産業省

本日、電気事業法第46条の8第1項の規定に基づき、(仮称) 吾妻高原風力発電事業環境影響評価方法書について、株式会社吾妻高原ウィンドファームに対し環境保全の観点から勧告を行った。

勧告の内容は別紙のとおり。

(参考) 当該地点の概要

1. 計画概要

場 所：福島県福島市
原動力の種類：風力(陸上)
出 力：最大32,000kW

2. これまでの環境影響評価に係る手続

<計画段階環境配慮書>

計画段階環境配慮書受理	平成27年 3月 2日
環境大臣意見受理	平成27年 5月15日
経済産業大臣意見発出	平成27年 5月27日

<環境影響評価方法書>

環境影響評価方法書受理	平成29年 1月31日
住民意見の概要等受理	平成29年 4月28日
福島県知事意見受理	平成29年 6月26日
山形県知事意見受理	平成29年 7月14日
経済産業大臣勧告発出	平成29年 7月28日

問い合わせ先：電力安全課 高須賀、松井
電話：03-3501-1742(直通)

株式会社吾妻高原ウインドファーム「(仮称) 吾妻高原風力発電事業
環境影響評価方法書」に対する勧告内容

環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法について

水環境について、対象事業実施区域及びその周辺は、吾妻連峰北西側の重要な水源地であり、生活用水や農業用水等としての利用があることから、造成等の施工による一時的な影響による地下水及び湧水の水質及び水量への影響について、調査、予測及び評価を行い、その結果を準備書に記載すること。